

# 身体拘束最小化対策に関する取り組み事項

## 1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を拒むものである。私たちはその尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員1人1人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

## 2. 身体拘束最小化対策のための委員会その他の組織に関する基本事項

当院における身体拘束最小化に関する意思決定機関として身体拘束最小化対策チームを設置し、3か月に1回以上の会議を開催し、身体拘束を最小化するための事項を検討します。

## 3. 身体拘束を最小化するための取り組みに関する基本方針

- ・身体拘束の最小化に向けて病院全体で取り組むことについて全職員へ周知します。
- ・院内においてすべての職員対象に身体拘束の最小化に関する研修を年に2回以上行います。
- ・身体拘束が実施される可能性のあるすべての患者に対し、病院として身体拘束を行わない方針であること、身体拘束が行うリスクと行われないリスク等について説明し、患者・家族の意向を十分に聴取します。また身体拘束が実施される可能性がある患者の受け入れを制限しません。
- ・身体拘束を行わずにケアするための用具について職員はいつでも提案することができ、提案のあった際は積極的に導入するよう検討します。
- ・身体拘束に使用する器具等については管理場所を病棟外の場所へ一元管理します。
- ・身体拘束の実施状況についてはWEBサイトに掲載します。

## 4. 身体拘束が実施された場合の対応に関する基本方針

- ・身体拘束を実施している患者においては定期的に巡回し、使用状況や解除に向けた検討状況を把握し、必要に応じて解除に向けた提案を行います。

令和8年6月作成

医療法人創生会 渡辺胃腸科外科病院 病院長 渡辺哲夫